

令和元年度 第5回臨時総会 議事録

開催日時	令和元年10月7日（月） 午後2時25分～午後3時15分
開催場所	たかじょう庁舎 6階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上17名
欠席委員	廣井千里 山本和正 以上2名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上5名
議 題	議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時25分)
議事録署名委員	議長が、久保田彦昭委員、矢野強委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について」です。議案の説明の前に、作成の経過について、農業振興施策検討委員会の矢野委員長より説明願います。
矢野委員	本日は、農業振興施策検討委員会の委員長であります私の方から、意見書案の作成の経過についてご説明させていただきます。 高知市農業施策等に関する意見書の草案は、会長の指名によって農業振興施策検討委員会が設置されました7月22日以降、計4回の施策検討委員会を開催して取りまとめております。また、計2回の運営委員会で意見書に関して協議を行い、委員長と副委員長もこの会に出席させていただいております。 施策検討委員会では、各項目別に委員を班分けしてそれぞれで協議を重ねてもらい、そのうえで施策検討委員会として取りまとめを行いました。 このたび提出しております議案の内容は、事前に施策検討委員会の委員長、副委員長も確認しております。本日の総会で最終的な決定となりますので、ご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 要望事項の審議については、事務局から5項目程度ずつまとめて、概要説明をしてもらい、その後、ご審議をいただくようにします。 それでは、大項目の1番「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」です。(1)から(3)までの、【担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望】について、事務局から説明願います。
堀内係長	— 担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望(1)から(3)について 説明 —

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、【耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望】(4)から(8)について、事務局より説明願います。
堀内係長	— 耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望(4)から(8)について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、【新規参入の促進に関する要望】(9)から(11)について、事務局より説明願います。
堀内係長	— 新規参入の促進に関する要望(9)から(11)について 説明 —

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、2 高知市の農業発展に関する要望(1)から(5)について、事務局より説明願います。
堀内係長	— 高知市の農業発展に関する要望(1)から(5)について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、2 高知市の農業発展に関する要望(6)から(9)について、事務局より説明願います。
堀内係長	— 高知市の農業発展に関する要望(6)から(9)について 説明 —

議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
加藤委員	この文面は意見書に載せるものと全く同じですか。
議 長	違います。
加藤委員	まだ文言を足したりするということですか。
議 長	意見をいただいておりますので、文言を足すこともあります。
加藤委員	みんなが良いとするならそのままですか。
議 長	そうです。
岩崎次長	資料１の令和元年度「意見書の提出」に向けてのスケジュール（予定）に書いてありますが、１０月１０日に運営委員会を開催しまして意見の提出当日の打ち合わせを行うことを考えており、本日、出していただいた意見を踏まえてもう一度、意見書の内容を確認することにしております。文言が変わる可能性もあると認識していただけたらと思います。
長岡事務局長	「四輪駆動の公用車を。」とのご意見をいただいておりますので、特にご意見がなければ、この項目をなくすというようなことはなく、このまま進めていくことになると思います。次長が言ったように細かい文言の修正が入ることはあります。
加藤委員	高知市への要望項目は変わらないということですね。
議 長	他にございませんか。
委 員	－ 意見なし －

議 長	ないようですので、本件につきましては、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 続きまして、3 国・県への要望(1)から(4)について、事務局より説明願います。
堀内係長	— 国・県への要望(1)から(4)について 説明 —
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。 西本委員から新規の要望項目として出されておりました、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の取り扱い」につきまして、事務局長から説明があります。
長岡事務局長	— 平成 31（令和元）年度水田活用の直接支払交付金における産地交付金について 説明 —
西本委員	私が書類をいただいて申請に行ったときに、なぜ良心市や曜市で販売するものが、自家消費でもなく売るために作っているのに、「良心市や曜市での販売は交付対象外です。」というようなことがこの資料に書かれているのか。先ほど長岡事務局長が良心市や曜市での販売は交付金の対象となるが、交付金を交付するために必要な書類と

西本委員	して良心市や曜市での販売に関するものは使えないという意味だと説明をしてくれました。私は、このことについて何人かの高知市農業再生協議会の委員に聞いてみると、下を書いてある文章を「知らない」、「分からない」、「同協議会の総会で決めたことだから取り消しができない」といった発言がありました。私が一番思うのは、なぜ良心市や曜市での販売は交付金の対象にならないというような誤解を招くようなことを書くのか。私がこの文書がある所に出したところ、翌日に農林水産課の島崎課長の所まで届いていました。このことについて私は委員の方にも言いましたが、その委員の方は知っており、申請の受付もしていました。その委員の方が言うには、「総会で決まったことだから私の一存ではできないが、疑問に思う。」とのことで、高知市農業再生協議会の事務局まで聞こえております。対応はしてくれませんでした。その文書が島崎課長の所に届いた翌日かその次の日に私の所に説明に来てくれるとのことでした。その前にJAの担当の職員が、「良心市や曜市で売った人の申請は一人もいなかった」ということでしたが、良心市や曜市での販売は交付金の対象にならないということを書かれていたら申請には行かないと思います。門前払いをしておいて、先ほどの島崎課長の答弁では私は理解ができません。産業政策課には3人の担当者があり、曜市を回っておりますので、その方でも確認ができます。作付をしているかどうかは担当者が見に行くこともできます。その担当者が曜市でどういう品物を売っているかと確認に行くといった方法もあるわけです。作付は目視で確認ができるが、売ることについては市の当局や担当者が確認をしても駄目だと。「良心市や曜市での販売は交付対象外です。あらかじめご了承ください」という言葉に私は納得ができません。そう思ってこの文書を書きました。そしたら、すぐ「検討します。」という答えが返ってきました。再々、私は事務局にも行ったし、委員の方にも聞いても「知らない」、「総会で決まったことだから取り消しができない」そういった発言しか私の耳に入ってきてませんでした。私の言いたいことは以上です。 なお、農業委員会がこれを採用する、しないは委員の皆さんの意見を尊重します。この文書は非常に直球な表現で書いております。農業委員会の事務局に「あまりにも直球な表現だから柔らかな文書に直してくれ。」と言いましたが、今日は議案に出ていないので、どうしてだろうと思っておりましたが、長岡事務局長が農林水産課の島崎課長に答えをもらって、この場で説明して要望しない段取りだと思いました。
------	--

議長	先ほど西本委員から非常にご不満の意見があったところでございますが、裏面に高知市農業再生協議会の会員名簿がございます。私も会員の一人でございますので、そのときの決定と言いますか、私の判断について申しますと「販売や出荷を証明できる書類を提出してください」という内容で説明がありました。その後、良心市や曜市はそういう書類を提出することができないでしょうということで、交付金の対象外という説明をいただき、同意をしたところでございます。先ほど西本委員から話がありましたように、この文書は非常に直球であり、不都合な部分を含んでいたことに気がついていなかったということで、会員の一人として反省をしております。 これにつきましては、先ほど長岡事務局長から説明があったような対応をするということでございます。作物や交付金額については毎年見直しをしている内容であり、販売や出荷を証明できる書類という内容につきましても、今後は見直すという回答を高知市農業再生協議会の方からいただいております。これは高知市長への意見の提出ではなく、高知市農業再生協議会への意見の提出といった内容だと思いますので、今回の市長への意見の提出には及ばないだろうということで、今後は高知市農業再生協議会の中で対応することとしております。高知市農業再生協議会の会長や副会長にも話は伝わっておりますので、来年はしっかりと文書についても直球でない文書にして、先ほど長岡事務局長から説明があったように、良心市や曜市の場合は、農家の方が作成する実績報告書でいいという方針を作っておりますので、市長への意見の提出という内容としては出さないと前回の運営委員会で決定しております。以上、この場で報告させていただきます。
西本委員	私がこの文書を副会長の方に見せると、「そんな文書は見たことがない」とのことでしたので、このような文書が流れているから見ておいてくださいと言いました。それから数か月後の支所集会の時にも言いましたが、文書を見ていないということで、非常に怒りを感じました。今回の制度では、直販所の代表者の証明でも受付ができない、そして一番きついのは、「あらかじめご了承ください」という文書を作っておきながら、交付金の申請に来た者が一人もいなかったと反論するのは非常に腹が立ちました。こんなにも理不尽なことはありません。答えにもなっていません。そして、振興作物についてもある指導員に、「なぜ長浜のスイカや朝倉の京芋が駄目なのか」と問いました。「それは振興作物ではない」「いや出荷場で取り扱っているじゃないか」

西本委員	といろいろと話をしました。振興作物の対象となった品目についても、どのように審議をして対象品目となったのか内容が知りたくて尋ねてみると、高知市農業再生協議会の事務局の女性の方が「品目の選定は、ある指導員によって決められているが、根拠は分からない」とのことでした。そんなことが、補助金の制度でまかり通るのでしょうか。そのあたりも私は理解ができません。
議 長	この会におきましても西本委員は、それぞれに訊ねておられますので、次回の高知市農業再生協議会の席では、この2点について、しっかりと協議するように私の方から発言したいと思います。
西本委員	要望として出すべきかどうか他の委員にも問いかけてみてください。
議 長	先ほど説明しましたように、運営委員会では市長に対する意見の提出ということで協議しておりますので、今回の内容については、高知市農業再生協議会に対する意見でございますので、市長への意見から除けることに運営委員会では決定いたしましたので、議案には載せていませんが、この臨時総会の場で委員の皆様にご意見を決定していただきたいと思っております。ご意見をいただきたいと思っております。
中島（正）委員	西本委員の言っていることは十分に分かりましたが、何でも市長に対する意見として提出するわけにもいけないと思えますし、会長が言われたとおりこれは高知市農業再生協議会の問題ですので、運営委員会で決めたことに賛同します。
議 長	運営委員会で決めたことに賛同するという意見をいただきました。他に意見がなく、西本委員も皆さんが良ければ納得をするということですので、賛同いただけますでしょうか。
委 員	— 意見なし —
議 長	反対の意見がないようですので、この件につきましては、市長に対する意見としては提出しないと決定したいと思います。

議 長	それでは、令和元年度「意見の提出」に向けてのスケジュール（予定）及び、意見書前文の案について、事務局より説明願います。
長澤主任	— 令和元年度「意見の提出」に向けてのスケジュール（予定）及び、意見書前文の案について 説明 —
議 長	以上で、「議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について」の審議と報告が終わりました。 先ほどご審議いただきました意見書については、事務局からも連絡がありましたように、10月10日開催予定の運営委員会で最終確認を行います。その際に文書の言い回しなどの軽微な変更をする場合があるかも知れませんが、ご了承をお願いします。ここまでで、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	続きまして、「議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、事務局より説明願います。
長澤主任	それでは、議案第2号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」ご説明いたします。 相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から4件の照会がありました。 議案書1ページをご覧ください。 案件1は、被相続人が平成11年2月に亡くなられたことにより、相続人が高須及び大津の計10筆、6,929.00㎡の農地等を相続したものです。 次に、議案書2ページをご覧ください。 案件2は、被相続人が平成11年3月に亡くなられたことにより、相続人が長浜の計1筆、869.00㎡の農地等を相続したものです。この土地につきましては、地積訂正を行ったため、申告時から面積が変更となっています。

長澤主任	次に、議案書 3 ページをご覧ください。 案件 3 は、被相続人が平成 11 年 6 月に亡くなられたことにより、相続人が初月の計 4 筆、2,348.00 m²の農地等を相続したものです。 次に、議案書 4 ページをご覧ください。 案件 4 は、被相続人が平成 11 年 6 月に亡くなられたことにより、相続人が旭及び春野町弘岡中の計 28 筆、14,723.13 m²の農地等を相続したものです。このうち 7 番及び 8 番の土地につきましては、分筆を行ったため、申告時から面積が変更となっています。 以上 4 件です。これらの案件につきまして、地元の委員さんと現地調査を行い、いずれも農地として使用又は維持管理されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の地番、作目など利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署へこの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、この件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。 続きまして、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —

堀内係長	— 青年等就農計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	なければ、続きまして、平成 30 年度農業委員会費の決算について、事務局より報告願います。
岩崎次長	— 平成 30 年度農業委員会費の決算について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
池澤委員	農業委員会委員報酬の説明の欄の決算額が前年度の決算額と違ってありますが、どういことでしょうか。
岩崎次長	括弧内は 29 年度の決算額を表しております。以前は農業委員 37 名おりましたが、現在は 19 名になっておりますので、その分決算額が減った形になっております。また、農地利用最適化推進委員は、29 年度は 7 月 20 日以降に委嘱となっておりますので、それまでの報酬が計上されておらず、決算額は増えております。
中島（正）委員	会計年度は、いつからいつまでですか。
長岡事務局長	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までです。
議 長	他に意見はありませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	なければ、以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。

議 長	その他に、委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	なければ、事務局から連絡事項はありませんか。
	— 連絡事項なし —
議 長	なければ、以上をもちまして第5回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時15分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 11 月 27 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 久保田 彦昭

議事録署名委員 矢野 強

議事録作成者 廣 末 翔 太